

平成29年第5回

美里町農業委員会定例総会議事録

## 第5回美里町農業委員会定例総会

1 開催日 平成29年5月25日(木)午後1時30分から午後3時10分

2 開催場所 美里町南郷庁舎2階 202会議室

3 出席委員(18名)

1番 佐々木 裕一	2番 佐藤 清	3番 遊佐 恭一
4番 久道 雄悦	6番 後藤 幸太郎	7番 高橋 繁廣
8番 三浦 淳子	9番 伊藤 雄一	10番 大崎 幸信
11番 福田 なほ子	13番 小野 保裕	14番 邊見 勝寿
15番 鈴木 龍一	16番 鈴木 幸博	17番 我妻 卓美
18番 高橋 建一	19番 大友 重善	20番 渡邊 雅光

欠席委員(2名)

5番 伊藤 恵子 12番 柴山 真二

4 報告事項

- 1 農家相談日について
- 2 使用貸借権の合意解約による通知について
- 3 農地法第18条第6項の規定による通知について(賃貸借権の合意解約)

5 議事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について

第2号議案 農用地利用集積計画書審議について

第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

6 その他連絡・報告事項

1. 平成29年5月事業報告について
2. 平成29年6月事業予定について
3. その他

7 職務代理 閉会挨拶

8 農業委員会事務局職員

事務局長 菊地 和則

事務次長 高橋 博喜

## 9 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので、ただいまから平成29年第5回美里町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>開会に当たりまして、会長より挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>(挨拶内容省略)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を運営するとありますので、会長よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>それでは、ただいまより第5回美里町農業委員会総会を開きます。</p>
議長	<p>本日の出席委員は18名であります。農業委員会に関する法律第27条3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。</p>
議長	<p>次第の3番、議事録署名委員の選任でございますが、会議規則第15条1項の規定により、議長より2名を指名いたします。15番鈴木龍一委員、16番鈴木幸博委員のお二人をお願いいたします。</p>
議長	<p>続きまして4番、報告事項に入ります。</p> <p>1、農家相談日について、担当の委員の方より報告をお願いします。</p>
後藤幸太郎委員	<p>報告事項1（5月22日）について、5月22日、会長室にて渡邊会長と福田なほ子委員と私、後藤の三人が担当しました。来庁した相談者はありませんでしたが、体調が思わしくない方から自宅訪問の希望があったことから、渡邊会長と菊地事務局長が訪問して相談に乗った件数が1件ありました。北浦地区の●●にお住まいの●●●さんという方で、平針地区の●●●にある農地の今後についての相談でした。複雑な要因が複数重なっていましたが、今出来ることとして地域の大豆を作付けしている農家に話してみますということで、自宅を後にしました。</p> <p>以上でございます。</p>

議長

ご苦労さまでございました。

議長

続きまして、報告事項 2 番、使用貸借権の合意解約による通知について、3 番、農地法第 18 条第 6 項の規定による通地について（賃貸借権の合意解約）については、一括で事務局より報告をいただきます。

事務局

（報告事項 2、3 について、議案書に記載のとおり説明を行った。）

議長

ただいま報告事項、農家相談日について、使用貸借権の合意解約による通知について、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についての 3 件について報告いただきましたが、不明な点があれば再度説明をいたします。ございませんか。よろしいですか。

（なしという声あり）

議長

ないようですので、報告事項を終了いたします。

議長

続きまして、5 番の議事に入ります。

第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

また、農地法第 3 条調査書についても、あわせて説明願います。ともに保全委員会の現地確認調査の結果についても、保全委員長より報告をいただきます。お願いします。

事務局

（第 1 号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。）

議長

それでは、続きまして農地保全委員会、遊佐委員長より報告いただきます。

遊佐委員長

農地保全委員会は今月から、佐々木裕一委員、佐藤清委員、そして委員長である私、遊佐の 3 名が担当し、渡邊会長、大友職務代理、事務局から高橋事務局次長の計 6 名により 5 月 15 日（月）に現地調査を行いました。菊地事務局長は行政区長会議出席のため欠席となりました。

番号18について、現地は北浦地区の●●●●●に位置しております。  
農地の状態は良好で、特に問題は見あたらず許可相当と見てきました。

番号19について、現地は青生地区の●●●●●に位置しております。農地  
の状態は良好で、特に問題は見あたらず許可相当と見てきました。

番号21について、現地は中塚地区の●●●●●と●●●●●に位置しておりま  
す。農地の状態は良好で、特に問題は見あたらず許可相当と見てしまし  
た。

議長

ご苦労さまでございました。

事務局の説明、そして保全委員会の報告がございましたが、第1号議案  
について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について、賛成  
の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認め、第1号議案は原案どおり許可といたします。

議長

続きまして、第2号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題と  
いたします。

事務局より説明願います。

事務局

(第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

事務局の説明が終了いたしましたので、第2号議案について審議に入  
ります。初めに、議案番号151番から160番までの10議案について審  
議をいたします。質疑ございませんか。18番高橋建一委員。

高橋建一委員

18番高橋です。お伺いしますが、160番の●●●●●さんですけれど、こ

の土地は遊休農地ということで固定資産税の課税対象になっていると思うんですけども、金額は幾らぐらいだったのかということ一つと、2点目はですね、この「●●●●●●●●」は●●の子会社であります、今度の売買価格が大体●●万円ぐらいですけども、その「●●●●●●●●」としてこの制定の評価額はどのようになっているのか聞きたいと思っております。これだけが●●万円で、普通はいくらぐらいになっているのかも聞きしたいと思っております。

以上です。

議長

確認します。高橋委員、固定資産税がいくらかかっていたのかということですね。それから、「●●●●●●●●」で10アール当たり単価●●万円の売買価格ですけども、通常どのくらいで売買しているのかという内容でいいですか。「●●●●●●●●」として購入金額が、普通皆この●●万円で買っているのかという内容ですか。

議長

休憩いたします。（14：08）

議長

再開をいたします。（14：28）

事務局

18番高橋建一委員の質問にお答えいたします。

まず最初に、番号160の固定資産税の額はいくらかというご質問ですが、金額は申し上げることができませんが、制度としては評価額の1.4%を掛ければ税額が出てきます。ここは普通の農地としてのパーセントで評価額に1.4%を掛けた税額で算定されておりました。

それから、二つ目の売買●●万円が安すぎるということでのご質問でございますけれども、実は「●●●●●●●●」では基本的には園芸作物の作付けですが、今シーズンについては今年の秋までには1作、まず水稻を植えるとお聞きしております。そして水稻を植える場合にはいろいろな経費がかかりますので、本来もう少し高く買ってもよかったと思う売買金額ですが、その水稻に係る経費を差し引いた金額である●●万円で今回売買に至ったという経過でございます。もしそれがなければもう少し高い金額で買ったのでしょうかけれども、今回はその水田に水稻を作付けするため、復田するための経費を除いた額での売買ということでの売買金額で、双方一致したということでございます。

以上でございます。

議長

高橋委員、よろしいですか。18番高橋委員。

高橋建一委員

とりあえずは水田云々として米ですか、それとも飼料稲作、餌米ですか。どれを作付けするのですか。

事務局

18番高橋委員のご質問にお答えします。

受け付けした段階では、水稲ということで受けておりました。ただ、その水稲が主食用になるのか加工用米、政府備蓄米等どれになるかはわかりませんが、まず水稲という部分で作付けするとお聞きしております。そして秋、それが収穫後には形状変更して、土を盛ってハウスを建てて園芸作物を作付けするという計画があるということで、「●●●●●●●●●●」の方からはお話を受けております。

以上でございます。

議長

18番高橋委員、よろしいですか。

(はいという声あり)

議長

そのほか質問ございませんか。18番高橋委員。

高橋建一委員

町外の163番なんですけれども。

議長

ちょっと済みません、今160番までの10議案について審議しておりますので。

高橋建一委員

ああ、済みません。

議長

質疑なしでよろしいですか。

(はいという声あり)

議長

それでは質疑なしと認め、採決に入ります。

議案番号151番から160番までの10議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。

議長 続きまして、議案番号161番から176番までの16議案について審議をいたしますが、農業委員会に関する法律31条により9番伊藤雄一委員の退席を求めます。

議長 休憩します。(14:32)

議長 再開します。(14:33)

議長 議案番号161番から176番までを審議いたしますが、議案番号171番を除いた15議案について審議をいたします。  
質疑ありませんか。18番高橋委員。

高橋建一委員 18番高橋です。議案番号163番ですけれども、この譲渡人がここに家族数1人となっているんですけれども、さっき審議になった9ページです、県内の方は1人になっているんですけれども、154番は家族数4人となっているんですね。この違いはどのような形ですかね。家族数1人と書いていますけれども、町内の方はどのような表記ですか。

議長 事務局、答弁願います。

事務局 18番高橋委員の質問にお答えいたします。  
質問内容が、番号163の譲渡人が町外で家族数が1であるということと、同じ町外でも番号154、155は家族数が入っている。この違いは何かということのご質問かと思いますが、番号154、155、この方々は夫婦でございまして、この家族数の4、これはこの段階で耕作証明書が添付されているので家族が4人だということがわかります。一方163番のように、これは●●の●●●●●●●●●●事業ですけれども、耕作証明



書が添付されない場合、農地の分はわかるのですが家族の分がわからないというケースもございまして、その場合町外の方ですので家族はいるかもしれませんが、ここは便宜上1という数字で記載してございます。これにつきましては、従来も町外の方で1という数字がありましたけれども、ここでは耕作証明書が添付されていたか、されていないかの違いでございます。

以上でございます。

議長

よろしいですか、高橋委員。

(はいという声あり)

議長

そのほか質疑ありませんか。

議長

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

議案番号161番から176番までのうち171番を除いた15議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長

続きまして、議案番号171番を審議します。農業委員会に関する法律第31条により、1番佐々木裕一委員の退席を求めます。

議長

休憩します。(14:35)

議長

再開をいたします。(14:36)

議長

議案番号171番について審議をいたします。

質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

議案番号171番に、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長

休憩します。(14:37)

議長

再開いたします。(14:38)

議長

第2号議案、農用地利用集積計画書審議については、26議案全て賛成ですので、原案どおり許可とし、町長に報告をいたします。

議長

続きまして、第3号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

(第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

5月15日に実施した農地保全委員会による現地確認調査の結果について、農地保全委員会の遊佐委員長より報告願います。

遊佐委員長

番号2について、現地は福ヶ袋地区の●●●に位置しております。転用目的は農機具格納庫、牛用パドック等の設置です。

農地区分については第1種農地で、以前、農業振興地域整備計画の変更により農業用施設用地に用途変更された農地でありますので、特に問題は見あたらず許可相当と見てきました。

議長

ご苦労さまでございました。

ただいま事務局の説明と保全委員会からの報告が終了いたしましたので、審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

第3号議案に賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長

第3号議案農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定については許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

議長

以上で議事を終了いたします。

## 議 事 録 署 名

上記、第5回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

平成29年 月 日

会 長

署名委員 15番

署名委員 16番